

神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱</p>	<p>神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p>
<p>(補助の対象)</p> <p>第2条 補助の対象とする事業は、県計画に基づき、別表1の事業区分ごとに、事業者が実施する次の事業とする。</p> <p>(1) 産科等医師確保対策推進事業</p> <p>(2) 病院群輪番制運営費</p> <p>(3) 歯科衛生士確保育成事業</p> <p>(4) 看護師等養成支援事業</p> <p>(5) 院内保育所支援事業</p> <p>(6) 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業</p> <p>(7) 在宅医療施策推進事業</p> <p>(8) 在宅歯科医療連携拠点運営事業</p> <p>(9) 緩和ケア推進事業</p> <p>(10) 病床機能分化・連携推進基盤整備事業</p> <p>(11) がん診療口腔ケア推進事業</p> <p>(12) 精神疾患に対応する医療従事者確保事業</p> <p>(13) 訪問看護ステーション等研修事業</p> <p>(14) 地域医療介護連携ネットワーク構築事業</p> <p>(15) 医師等確保体制整備事業</p> <p>(16) 遠隔画像診断体制整備事業</p> <p><b>(17) 構想区域病床機能分化・連携推進事業</b></p>	<p>(補助の対象)</p> <p>第2条 補助の対象とする事業は、県計画に基づき、別表1の事業区分ごとに、事業者が実施する次の事業とする。</p> <p>(1) 産科等医師確保対策推進事業</p> <p>(2) 病院群輪番制運営費</p> <p>(3) 歯科衛生士確保育成事業</p> <p>(4) 看護師等養成支援事業</p> <p>(5) 院内保育所支援事業</p> <p>(6) 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業</p> <p>(7) 在宅医療施策推進事業</p> <p>(8) 在宅歯科医療連携拠点運営事業</p> <p>(9) 緩和ケア推進事業</p> <p>(10) 病床機能分化・連携推進基盤整備事業</p> <p>(11) がん診療口腔ケア推進事業</p> <p>(12) 精神疾患に対応する医療従事者確保事業</p> <p>(13) 訪問看護ステーション等研修事業</p> <p>(14) 地域医療介護連携ネットワーク構築事業</p> <p>(15) 医師等確保体制整備事業</p> <p>(16) 遠隔画像診断体制整備事業</p>
<p>(補助額の算出方法等)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(補助額の算出方法等)</p> <p>第3条 (略)</p>
<p>(申請書の提出期日等)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(申請書の提出期日等)</p> <p>第4条 (略)</p>
<p>(暴力団排除)</p> <p>第4条の2 (略)</p>	<p>(暴力団排除)</p> <p>第4条の2 (略)</p>
<p>(交付条件)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(交付条件)</p> <p>第5条 (略)</p>
<p>(変更の承認)</p>	<p>(変更の承認)</p>

第6条 (略)

(申請の取り下げのできる期間)

第7条 (略)

(状況報告)

第8条 (略)

(実績報告)

第9条 (略)

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 (略)

(届出事項)

第11条 (略)

(書類の経由)

第12条 (略)

(その他)

第13条 (略)

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。ただし、次に掲げる事業については、平成26年4月1日から適用する。

事業区分	細々事業名
3 産科等医師確保対策推進事業	
(1) 産科医師等分娩手当補助事業	・産科医師等分娩手当補助 (市町村) ・産科医師等分娩手当補助 (民間)
(2) 産科等後期研修医手当補助事業	・産科等後期研修医手当補助 (市町村) ・産科等後期研修医手当補助 (民間)
4 病院群輪番制運営費	
(1) 小児救急医療支援事業	・病院群輪番制運営費補助 (小児)
(2) 小児救急医療拠点病院運営事業	
6 看護師等養成支援事業	
(1) 看護師等養成所運営費補助事業	・看護師等養成所運営費補助 (国庫対象) ・厚木看護専門学校運営費補助 (国庫対象)
7 院内保育所支援事業	

第6条 (略)

(申請の取り下げのできる期間)

第7条 (略)

(状況報告)

第8条 (略)

(実績報告)

第9条 (略)

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 (略)

(届出事項)

第11条 (略)

(書類の経由)

第12条 (略)

(その他)

第13条 (略)

附 則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。ただし、次に掲げる事業については、平成26年4月1日から適用する。

事業区分	細々事業名
3 産科等医師確保対策推進事業	
(1) 産科医師等分娩手当補助事業	・産科医師等分娩手当補助 (市町村) ・産科医師等分娩手当補助 (民間)
(2) 産科等後期研修医手当補助事業	・産科等後期研修医手当補助 (市町村) ・産科等後期研修医手当補助 (民間)
4 病院群輪番制運営費	
(1) 小児救急医療支援事業	・病院群輪番制運営費補助 (小児)
(2) 小児救急医療拠点病院運営事業	
6 看護師等養成支援事業	
(1) 看護師等養成所運営費補助事業	・看護師等養成所運営費補助 (国庫対象) ・厚木看護専門学校運営費補助 (国庫対象)
7 院内保育所支援事業	

(1) 院内保育事業運営費補助事業	・院内保育事業運営費補助（国庫対象） ・院内保育事業運営費補助（公的病院） ・総合リハビリテーションセンター指定管理費（国庫対象）
(2) 院内保育所施設整備費補助事業	院内保育所施設整備費補助
8 新人看護職員研修事業	
(1) 新人看護職員職場内研修事業費補助事業	新人看護職員職場内研修事業費補助

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(1) 院内保育事業運営費補助事業	・院内保育事業運営費補助（国庫対象） ・院内保育事業運営費補助（公的病院） ・総合リハビリテーションセンター指定管理費（国庫対象）
(2) 院内保育所施設整備費補助事業	院内保育所施設整備費補助
8 新人看護職員研修事業	
(1) 新人看護職員職場内研修事業費補助事業	新人看護職員職場内研修事業費補助

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**

**この要綱は、令和4年12月1日から施行する。**

(略)

別表1

事業区分	交付対象者
(略)	
3 歯科衛生士確保育成事業	
(1) 在宅歯科口腔咽喉吸引実習事業	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会
4 看護師等養成支援事業	
(1) 看護師等養成所運営費補助	(略)
(2) 看護師等養成所施設整備費補助	(略)
(3) 看護実習受入拡充事業費補助	<p><b>県内に所在する病院</b>、訪問看護ステーション、助産所、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の開設者</p> <p>ただし、次に掲げる施設に限る。</p> <p>1 別表2に掲げる「実習指導者講習会等受講経費」については、<b>補助を受けようとする年度に実習指導者講習会を受講した職員がいる施設</b></p> <p>2 別表2に掲げる「実習受入施設職員等雇用」については、補助を受けようとする年度に新規に実習の受入れを行う施設又は前年度末時点と比較して、補助を受けようとする年度に実習受入数(実数)を増やす施設</p>
(4) 看護師等育成事業費補助	(略)
(5) 新人看護職員研修事業費補助	(略)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(略)

別表1

事業区分	交付対象者
(略)	
3 歯科衛生士確保育成事業	
(1) 在宅歯科口腔咽喉吸引実習事業	特定非営利活動法人神奈川県歯科衛生士会
4 看護師等養成支援事業	
(1) 看護師等養成所運営費補助	(略)
(2) 看護師等養成所施設整備費補助	(略)
(3) 看護実習受入拡充事業費補助	<p><b>県内に所在する病院 (①母性・小児病棟を有する病院、②299床以下の中小規模病院)</b>、訪問看護ステーション、助産所、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の開設者</p> <p>ただし、次に掲げる施設に限る。</p> <p>1 別表2に掲げる「実習指導者講習会等受講経費」については、<b>前年度末時点と比較して、補助を受けようとする年度に「看護実習指導者」を増やす施設</b></p> <p>2 別表2に掲げる「実習受入施設職員等雇用」については、補助を受けようとする年度に新規に実習の受入れを行う施設又は前年度末時点と比較して、補助を受けようとする年度に実習受入数(実数)を増やす施設</p>
(4) 看護師等育成事業費補助	(略)
(5) 新人看護職員研修事業費補助	(略)

5 院内保育所支援事業		
(1) 院内保育事業運営費補助	(略)	
(2) 院内保育所施設整備費補助		
6 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業		
(1) 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助	(略)	
7 在宅医療施策推進事業		
(1) 在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助	(略)	
(2) 地域在宅医療推進事業費補助	(略)	
8 在宅歯科医療連携拠点運営事業		
(1) 「要介護・高齢者歯科」設置診療所施設・設備整備費補助	(略)	
9 緩和ケア推進事業		
(1) 緩和ケア病棟整備事業費補助	(略)	
10 病床機能分化・連携推進基盤整備事業		
(1) 回復期病床等転換施設整備費補助	(略)	
削除		
削除		
11 がん診療口腔ケア推進事業		
(1) がん診療医科歯科連携推進事業	(略)	
12 精神疾患に対応する医療従事者確保事業		
(1) 精神科看護職員研修事業費補助	(略)	
13 訪問看護ステーション <sup>(注5)</sup> 等研修事業		
(1) 訪問看護ステーション等研修事業費補助	(略)	
14 地域医療介護連携ネットワーク構築事業		
(1) 地域医療介護連携ネットワーク構築事業費補助	(略)	
15 医師等確保体制整備事業		
(1) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助	(略)	
16 遠隔画像診断体制整備事業		
(1) 遠隔画像診断体制整備費補助	(略)	
17 構想区域病床機能分化・連携推進事業		
川崎市立病院再整備事業費補助	川崎市	

(略)

5 院内保育所支援事業		
(1) 院内保育事業運営費補助	(略)	
(2) 院内保育所施設整備費補助		
6 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業		
(1) 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業費補助	(略)	
7 在宅医療施策推進事業		
(1) 在宅医療トレーニングセンター研修事業費補助	(略)	
(2) 地域在宅医療推進事業費補助	(略)	
8 在宅歯科医療連携拠点運営事業		
(1) 「要介護・高齢者歯科」設置診療所施設・設備整備費補助	(略)	
9 緩和ケア推進事業		
(1) 緩和ケア病棟整備事業費補助	(略)	
10 病床機能分化・連携推進基盤整備事業		
(1) 回復期病床等転換施設整備費補助	(略)	
削除		
削除		
11 がん診療口腔ケア推進事業		
(1) がん診療医科歯科連携推進事業	(略)	
12 精神疾患に対応する医療従事者確保事業		
(1) 精神科看護職員研修事業費補助	(略)	
13 訪問看護ステーション <sup>(注5)</sup> 等研修事業		
(1) 訪問看護ステーション等研修事業費補助	(略)	
14 地域医療介護連携ネットワーク構築事業		
(1) 地域医療介護連携ネットワーク構築事業費補助	(略)	
15 医師等確保体制整備事業		
(1) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助	(略)	
16 遠隔画像診断体制整備事業		
(1) 遠隔画像診断体制整備費補助	(略)	

(略)

別表2			
事業区分	基準額	補助対象経費	補助率
1～4-(3) (略)			
4-(3) 看護実習受入拡充事業費補助	<p>1 実習指導者講習会等受講経費</p> <p>(1) 県内の訪問看護ステーション、助産所、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設 1 受講者あたり 97千円</p> <p>(2) <b>県内の病院</b> 1 受講者あたり 582千円</p> <p>2 実習受入施設職員等雇用経費 1 施設あたり 582千円</p> <p>(注) 「実習指導者」とは、実習指導者講習会を修了した者、また、「実習指導者講習会」とは、都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準じるものとして厚生労働省が認定した講習会をいう。</p>	<p>1 実習指導者講習会等受講に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 講習会受講経費 (受講料、教材費、旅費)</p> <p>(2) 代替職員経費（受講期間中の業務に対応するものに限る） (人件費、手当)</p> <p>2 実習受入施設における専任教育担当者や実習指導者等の指導に係る職員を補佐するための職員雇用に係る経費（人件費、手当）</p>	3分の1
4-(4)～14-(1) (略)			
15-(1) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助	<p>当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している<b>最大使用病床数</b>（療養病床除く。別添9 2(1)ウにおいて「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は、病床機能報告における同時点での精神病床の<b>最大使用病床数</b>とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。） 1床あたり 133千円</p>	(略)	(略)

別表2			
事業区分	基準額	補助対象経費	補助率
1～4-3 (略)			
4-(3) 看護実習受入拡充事業費補助	<p>1 実習指導者講習会等受講経費</p> <p>(1) 県内の訪問看護ステーション、助産所、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設 1 受講者あたり 97千円</p> <p>(2) <b>県内の病院（①産科病棟あるいは小児科病棟を有する病院、②299床以下の中小規模病院）</b> 1 受講者あたり 582千円</p> <p>2 実習受入施設職員等雇用経費 1 施設あたり 582千円</p> <p>(注) 「実習指導者」とは、実習指導者講習会を修了した者、また、「実習指導者講習会」とは、都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準じるものとして厚生労働省が認定した講習会をいう。</p>	<p>1 実習指導者講習会等受講に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 講習会受講経費 (受講料、教材費、旅費)</p> <p>(2) 代替職員経費（受講期間中の業務に対応するものに限る） (人件費、手当)</p> <p>2 実習受入施設における専任教育担当者や実習指導者等の指導に係る職員を補佐するための職員雇用に係る経費（人件費、手当）</p>	3分の1
4-(4)～14-(1) (略)			
15-(1) 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助	<p>当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している<b>稼働病床数</b>（療養病床除く。別添9 2(1)ウにおいて「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は、病床機能報告における同時点での精神病床の<b>稼働病床数</b>とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。）1床あたり133千円（※） <b>※前年度に当該事業を活用していない医療機関に限り、1床当たりの標準単価を266千円まで可とする。（令和3年度限りの措置）</b></p>	(略)	(略)

16-(1) 遠隔画像診断体制整備費補助	(略)	(略)	(略)
<u>17-(1) 川崎市立病院再整備事業費補助</u>	<u>対象施設の整備面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。</u>  <u>基準単価</u> <u>1㎡当たり250,000円</u>  <u>但し、1,700,000千円を上限とする。</u>	<u>地域医療構想の達成に向け、地域における病床機能の分化・連携を進めるために必要な施設の新築整備に要する工事費又は工事請負費</u>  <u>なお、対象施設は、専門性の高い医療を提供し、地域医療の役割分担や連携の推進に資する施設及び構想区域内において不足する機能の補完に資する施設で、知事が認めるものとし、他の補助事業で整備を行う施設は対象面積から除くものとする。</u>	<u>2分の1</u>

別表3～8(略)

別添1～8 (略)

別添9 1～3 (略)

別添9 4

4 算出方法等

補助額は、第3条の規定に関わらず、次により算定する。

- (1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数(療養病床除く。2(1)ウにおいて「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は、病床機能報告における同時点での精神病床の最大使用病床数とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。)1床あたり、133千円を標準単価(※)とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、2(3)の経費に対してそれぞれ(2)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) 補助率

ア 資産形成経費：10分の9

イ その他経費：10分の10

- (3) (1)により選定した額から寄付金その他の収入額を控除した額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。

別添9 5 (略)

様式1～6 (略)

16-(1) 遠隔画像診断体制整備費補助	(略)	(略)	(略)
-------------------------	-----	-----	-----

別表3～8(略)

別添1～8 (略)

別添9 1～3 (略)

別添9 4

4 算出方法等

補助額は、第3条の規定に関わらず、次により算定する。

- (1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数(療養病床除く。2(1)ウにおいて「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は、病床機能報告における同時点での精神病床の稼働病床数とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。)1床あたり、133千円を標準単価(※)とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、2(3)の経費に対してそれぞれ(2)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。

※前年度に当該事業を活用していない医療機関に限り、1床あたりの標準単価を266千円まで可とする。(令和3年度限りの措置)

(2) 補助率

ア 資産形成経費：10分の9

イ その他経費：10分の10

- (3) (1)により選定した額から寄付金その他の収入額を控除した額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。

別添9 5 (略)

様式1～6 (略)